

令和7年度第3回東彼杵町上下水道事業経営審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年12月1日（月）13時30分～15時30分
- 2 場 所 総合会館1階 福祉センター会議室
- 3 出席者 会長 神保 充弘
副会長 三尾 剛志
委員 佐藤 和則 中原 健二 山田 聰 福田 勝洋 楠本 信宏
氏福 達也
事務局 岡木課長 山口課長補佐 田中係長 松添係長 福田主事
- 4 欠席者 委員 池本 洋一 外田 志人已
- 5 傍聴人 なし
- 6 議 事
 - (1) 第2回議事要旨の承認について
 - (2) 水道料金改定の必要性について
 - (3) 水道料金の料金体系、算定要領及び改定（案）について
 - (4) その他

（1）第2回議事要旨の承認について

第2回審議会の議事要旨について、委員から意見等はなく、原案のとおり承認された。

（2）水道料金改定の必要性について

事務局が資料のとおり水道料金改定の必要性について説明し、以下の質疑が行われた。

委 員：工業団地の進出に関連し、民間ベースでアパートや戸建て住宅の建設が進み、町が整備していないエリアへの給水が発生する可能性が考えられる。料金を改定するにあたり、無秩序な管路の整備はやるべきではないと思うため「新しい管路網を整備するのであればB／Cが確保できるところだけ」といった今後の方針を審議会の意見として町に出すべきだと思う。

事務局：ご意見のとおり、工業団地の進出で大きく環境が変わる可能性はある。しかし現段階では未確定な部分が非常に多いため、今回の料金改定ではそこは考慮していない。仮に令和10年度に工業団地の操業が始まるとして、時期を合わせて従業員の町内居住等が出てくれば、次の料金改定に影響する可能性はある。また、水道管の整備について、工業団地の予定地は全て給水区域内であり、給水義務が発生する。B／Cは当然判断しなければいけないが、町の中心部に近い給水区域内への給水は義務として取り組んでいくべきだと考えている。

委 員：令和8年～12年において、給水エリアの拡大はあまり考慮しなくていいということは良いか。

事務局：例えば雇用促進関係の住宅が50～100世帯できる状況が現段階で確実にあれば別だが、先ほどもお伝えしたとおり、あまりにも未確定な状況であるため

逆にそれを見込んでしまうと経営自体が危うくなる可能性がある。そのため料金の算定については、現在の総括原価を賄うための料金水準やこの後説明する資産維持費等を基に検討している。

委 員：資料1の4番、起債というのは前回説明された企業債などのことか。

事 務 局：はい。

委 員：今まで借りた企業債を毎年返済しているということか。

事 務 局：はい。

以上で質疑が終わり、以下のとおり水道料金改定の必要性について審議が行われた。

会 長：水道料金の値上げについて、賛成もしくは反対の意見をお願いしたい。

委 員：給水人口の減少や維持管理費の増大、人件費の高騰など、今後のことを考えるとやむを得ないのではないか。資料を見ると令和8年度から損失が雪だるま式に増えていく。これは避けなければいけないし、これに対する適正な値上げを検討する必要があると思う。

委 員：消費者の立場からすれば値上げには反対だが、水道が赤字で潰れるとどうにもならない。存続していくためには値上げしかないと思う。しかし、値上げ幅はなるべく小さくと思っている。

委 員：経営を維持することが困難な要因がいくつもあるため、値上げは必要なものだと思う。住民にとっても大事な水なので。賛成というかやむを得ないと考えているが、形的には賛成。

会 長：意見は以上のようなので、これから審議会の意見を取りまとめる。水道料金の改定について、賛成の方は挙手を。(委員全員挙手)。賛成委員が過半数に達したため、今審議会で水道料金の改定、値上げについて必要であると決定する。

(3) 水道料金の料金体系、算定要領及び改定（案）について

事務局が資料のとおり水道料金の料金体系、算定要領及び改定（案）について説明し、以下の質疑が行われた。

委 員：償却対象資産を維持するための費用は、現在どのくらいかかっているのか。

事 務 局：償却資産が34億ほどあり、古い管路を中心に順番に入れ替えをしているが、配水池や浄水場はそこまで手が付けられていない状況。費用で言うと1年に約1億円のベースで工事を実施している。また、水道事業の経営戦略を策定する際に試算をした結果、更新事業の費用を平準化すると、今後5～6年で毎年約1億5千万円必要になってくる。

委 員：そうなると資料2の資産維持費1%、0.5%、0%のケースでは、その分が補えないということか。

事務局：資料の次のページ一番左の棒グラフでいくと、資産維持費を3%にしても5年間で5億5百万にしかならず、1年間にすると約1億。現行の工事費用とあまり変わらない。実際には一般会計からの2千万と起債を主な財源として工事を実施している状況。

委員：単年で2千万か。

事務局：はい。

委員：もう1点、一般会計からの繰入金を令和8年度まで1千万円もらっている状況だが、この1千万がもらえるようになった経緯を教えてほしい。

事務局：水道事業はもともと特別会計の簡易水道事業であったが、平成29年度から企業会計の水道事業に移行した。特別会計時代は現金主義の考え方であったが、企業会計移行後は減価償却費など特別会計にない費用が発生する会計制度となった。企業会計移行後、令和2年に料金改定を行った際に減価償却費などを含めた財政計画を立てる中で財政部局と協議を行い、独立採算制を原則とした料金水準にもっていくための準備期間として、令和8年度まで1千万円の基準外繰入について認めてもらっている。別途建設改良に係る工事負担金について、不採算地区の簡易水道も含め一つの上水道事業となつたため、毎年2千万円を一般会計が負担するという申し合わせができている。

会長：資産維持費を0%にした場合に起こり得る問題点を教示いただきたい。

事務局：東彼杵町はコンパクトな市街地を形成した都市部に比べ、非常に資産が多い。そのため、いくらかでも将来のための更新費用に必要な費用を料金に含めたい。

委員：資料2のケース1-1から1-4は一般会計繰入金が0、ケース2-1から2-4は繰入金2千万、ケース3-1と3-2は繰入金を1千万もらった場合ということだが、先ほどの説明でいくと2千万円はほぼ確実にもらえると考えて良いか。それでいけば、ケース1-1から1-4、3-1から3-2は除いて考えて良いか。

事務局：表の上から3番目に記載のとおり、一般会計からの1千万円がなくなるため、工事負担金としてもらっている2千万円を収益的収支に充てる 것을前提としてケース1-1から3-2を作成している。そのうえで、ケース2-1から2-4は2千万、ケース3-1から3-3は1千万を一般会計からもらう想定としている。

委員：そもそも資産維持費を0%で計算して良いのか。

事務局：0%では今後の蓄えができない。蓄えがなければ企業債、将来世代が返していく借金で工事を行うしかないが、世代間の公平性を考えると、いくらかでも現役世代で蓄えをする必要があると思う。工業団地の進出など、状況は常に変化するため、0%で絶対ダメというわけではないし、3%にすると料金改定率がかなり高くなるため、常識的な範囲内で設定する必要があると思う。

事務局：今回はケース1-1からケース3-2まで改定案をお示ししたが、令和2年に料金改定を行った際に、今後も5年に一度同じような料金改定が必要になるとという資料を一般に公表している。町の財源も決まっているため、再度こちらでも研究して、次回検討の材料としてお示しできればと思う。

(4) その他

事務局から次回の日程や議事内容について説明し、委員からの質疑や意見等は特段なし。

以上

議事録署名

令和8年2月9日

審議会会長

神 住 充 弘

審議会委員

中原 健二